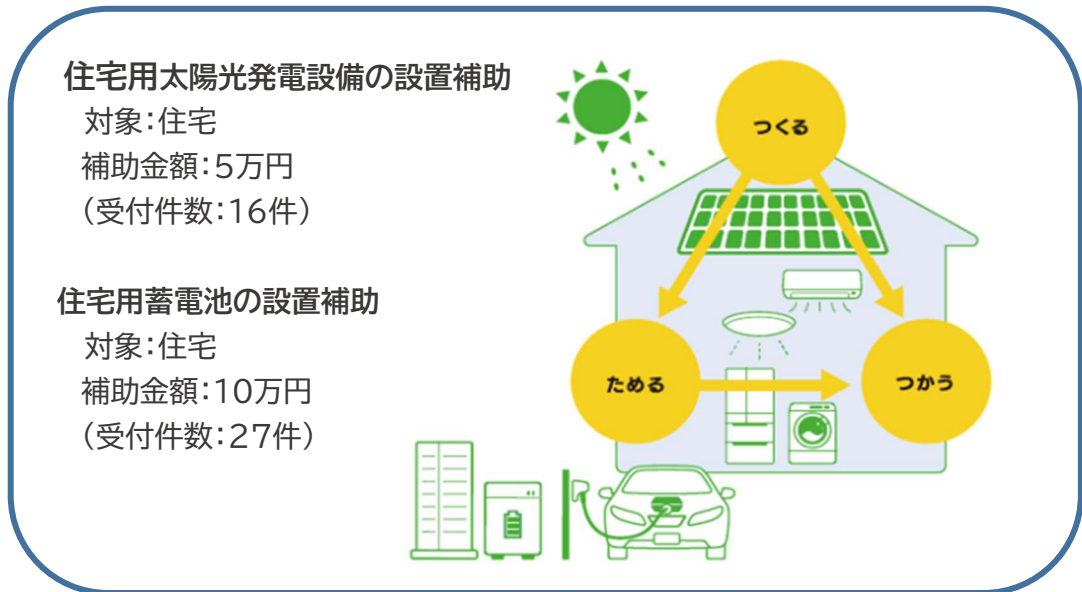


令和8年度

佐賀市ゼロカーボン推進事業費補助金の手引き (住宅用太陽光発電設備・住宅用蓄電池)



住宅用太陽光発電設備の設置補助

対象:住宅
補助金額:5万円
(受付件数:16件)

住宅用蓄電池の設置補助

対象:住宅
補助金額:10万円
(受付件数:27件)

佐賀市は、気候変動の主な原因である二酸化炭素の排出量を 2050 年までに実質ゼロとすることを目指して、「ゼロカーボンシティさがし」を表明しました。その実現に向けて、二酸化炭素の排出量削減につながる取り組みに係る費用の一部を助成します。

受付期間:令和8年5月11日(月)～令和9年3月1日(月)

受付件数は、住宅用太陽光発電設備が16件、住宅用蓄電池が27件です。
受付期間に提出された件数の上限を超える場合は、**抽選**で交付決定します。
補助金交付の決定は、令和9年3月中旬を予定しています。

令和8年4月1日から令和9年2月末までに住宅に設置完了した太陽光発電設備や蓄電池が対象です。事業所は対象ではありません。

国等の他の補助金と併用できます。
ただし、佐賀市 SAGA ゼロカーボン加速化事業補助金との併用はできません。

住宅用太陽光発電設備、住宅用蓄電池の**一方のみ申請可能です。**
ただし、住宅用蓄電池の申請の場合は、既に住宅用太陽光発電設備を設置している場合に限りです。(蓄電池と太陽光発電設備を同時に設置する場合は申請可能です)

補助金交付申請の要件

【住宅用太陽光発電設備設置補助、住宅用蓄電池の設置補助 共通】

○補助対象者（以下のいずれにも該当する者）

- ・佐賀市民であること（令和9年3月までに転入予定を含む。）。
- ・佐賀市内に住宅を所有すること（所有予定を含む。）。
- ・設置工事契約の発注者であること。
- ・市町村民税の滞納がないこと。
- ・暴力団又は暴力団員でないこと。
- ・暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者でないこと。
- ・暴力団等との関与がないこと。

○条件

（共通）

- ・令和8年4月1日から令和9年2月末までに設置を完了していること。
（系統連系申請（接続契約）は未了で構いません。）
- ・自らが居住する（居住予定を含む。）住宅敷地内に設置していること。
- ・ハウスメーカーや設置工事業者等（事業所を有する法人および事業所または事務所を有する事業主）と工事請負契約を締結して設置する者
- ・未使用品であり、土地または住宅などに定着していること（中古品やリース契約は対象となりません）

○提出書類（各1部）

- ・交付申請書兼実績報告書（様式第1号もしくは様式第2号）
- ・設備工事に係る請負契約書の写し
※ハウスメーカー等で太陽光発電設備や蓄電池設置費用を含んだ建築工事請負契約を締結しており、個別の請負契約書がない方は【建築工事請負契約書】および設置に係る金額の分かる【内訳書】を添付
- ・設備を導入する建物の位置図
- ・設備の設置箇所が分かる平面図
- ・設備の設置後のカラー写真
- ・設備の技術仕様が確認できる製品仕様書等

- ・市町村民税の滞納がないことの証明書（市町村長が証明した発行から3か月以内の書類）ただし、申請者が佐賀市民で、交付申請書兼実績報告書内の市税の納付状況にチェックされた場合は不要です。
- ・誓約書（様式第3号）
- ・補助金交付請求書（様式第6号）
- ・補助金の振込先となる口座名義及び口座番号を証する書類（通帳の写し等）

○その他

- ・住宅用蓄電池のみの申請の場合は、既に住宅用太陽光発電設備を設置している場合に限りません。
- ・住宅用太陽光発電設備は、設置目的（全量売電、自家消費）を問いません。
- ・住宅の敷地内であれば、小屋やカーポートへの設置も対象に含みます。
- ・補助金交付申請時は、佐賀市外に居住し、新築等で住宅用太陽光発電設備、住宅用蓄電池を設置した住宅に居住予定の場合は、補助対象に含まれます。
- ・提出書類は、手書きでなくても構いません。ただし、氏名の箇所が手書きでない場合は、押印が必要になります。

補助内容

① 住宅用太陽光発電設備の設置補助

○補助金額

- ・1住宅につき5万円。ただし、申請者が居住する（居住予定）の1住宅に限ります。

② 住宅用蓄電池の設置補助

○補助金額

- ・1住宅につき10万円。ただし、申請者が居住する（居住予定）の1住宅に限ります。

補助金交付の流れ

申請者

佐賀市

①補助対象事業実施(住宅用太陽光発電設備・住宅用蓄電池設置完了)

②補助金交付申請書兼実績報告書・他の必要書類の提出(令和9年3月1日まで)

※書類に不備がある場合は、全ての書類が揃った日を提出日とします。

③補助金交付決定・確定通知(令和9年3月中旬頃)

※申請件数が、受付件数を超えた場合は、抽選します。
※交付決定は書面で通知します。電話及びメールではお答えしません。
※提出書類は原則、返却しません。

④補助金交付(口座振込)(令和9年4月中旬頃から)



問い合わせ
・
郵送先

申請は郵送のみです。任意の封筒で構いません。

〒849-0917
佐賀市高木瀬町長瀬 2369
佐賀市清掃工場 GX推進課 拠点化推進室
TEL:0952-37-1731 FAX:0952-30-2494
E-mail:gx@city.saga.lg.jp